

平成 22 年 8 月 26 日

企業結合専門委員会
ディスカッション・ポイント

企業結合(ステップ2)プロジェクトでは、平成21年7月に公表した論点整理に対するコメント対応を行っており、無形資産の公開草案と合わせて、公開草案を公表する予定である。本日のディスカッション・ポイントは以下のとおりである。

(1) のれんの減損処理の取扱い(審議事項(3)-2参照)

見直しの方向性

金額的に重要なのれんについては、1段階方式(すなわち、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額との比較に代えて、回収可能価額と帳簿価額とを比較して減損損失の認識を判定する。)により減損損失の認識及び測定を行うことでどうか。また、減損損失を認識するかどうかの判定は、現行と同様に、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行うことを原則とすることでどうか。

経過措置

適用初年度の期首において計上されているのれんの額が重要である場合には、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額に基づき減損損失を測定し、のれんの帳簿価額より減額する分は期首の利益剰余金に直接加減する経過的な取扱いを設けることでどうか。

(2) 適用時期について(審議事項(3)-5参照)

- 強制適用は、2012年4月1日以後開始する事業年度からとすることでどうか。
- 早期適用は、以下のA案でどうか。
 - [A案]2011年4月1日以後開始する事業年度から早期適用を認める。
 - [B案]早期適用を認めない。

以 上